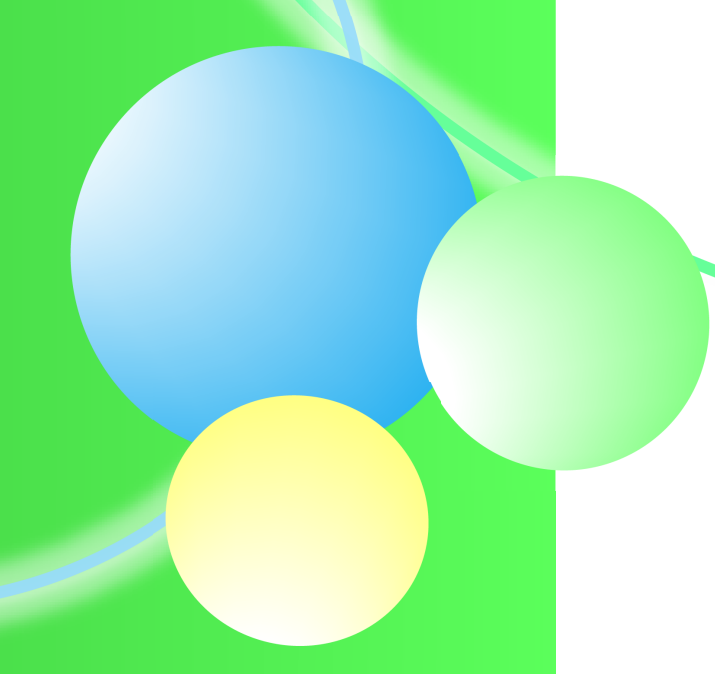


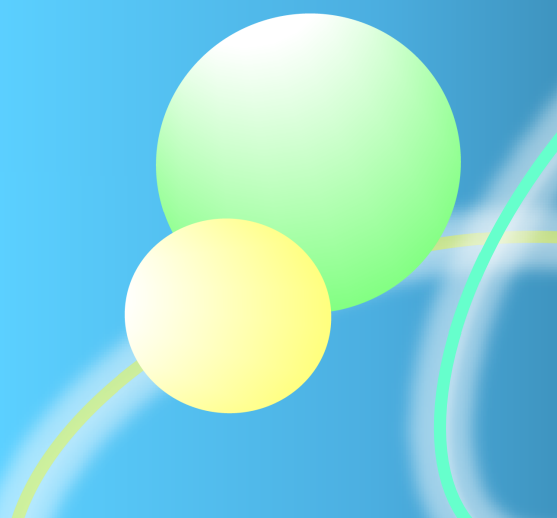


東松山市こども計画

令和7年度～令和11年度

[概 要 版]

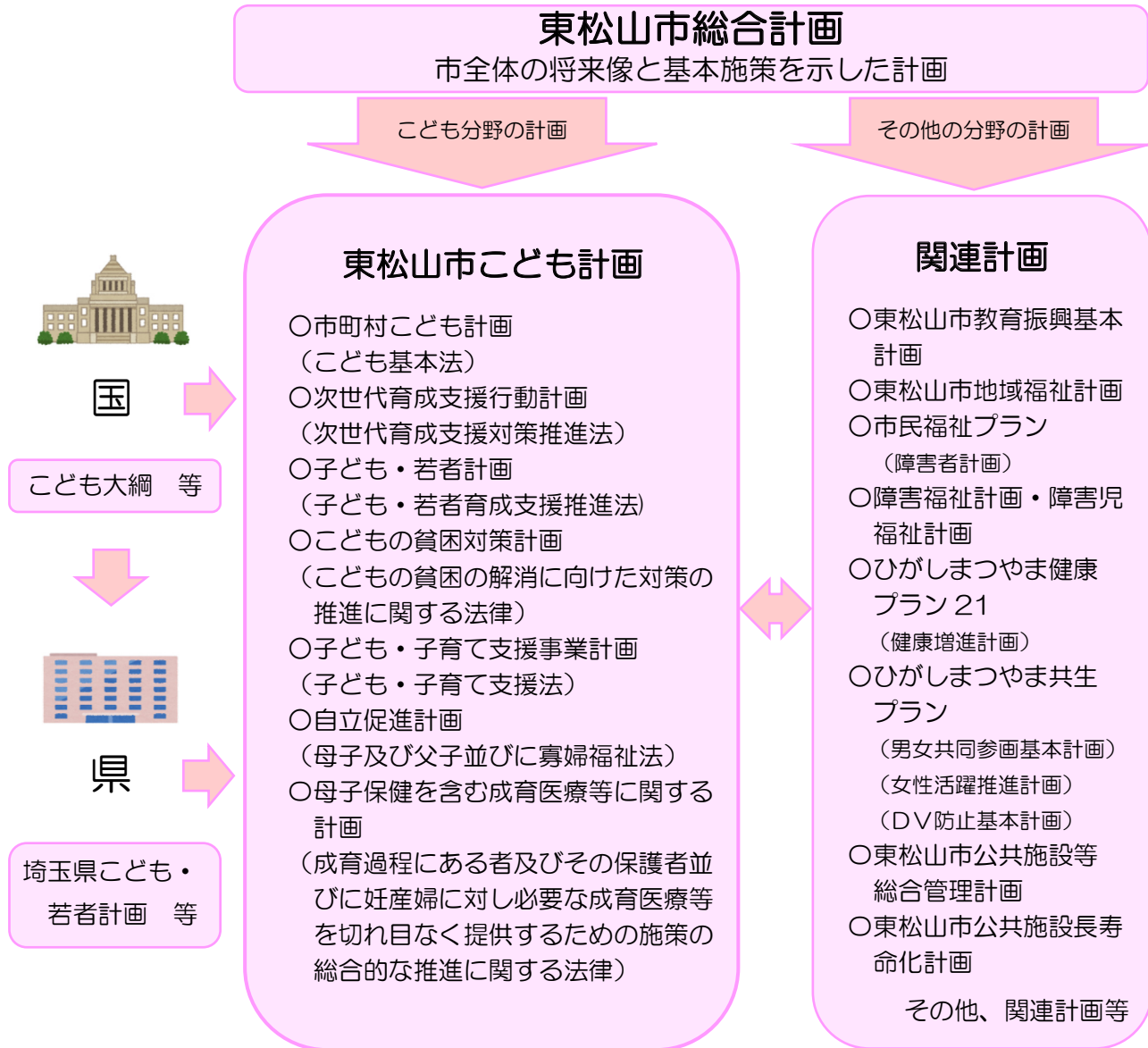
令和7年3月
東 松 山 市



計画策定の目的と位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として策定するものです。また、「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の関連法令に定める計画と一体のものとして策定しています。

本計画に基づいて、こども施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、こども・若者や子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目指します。



計画期間

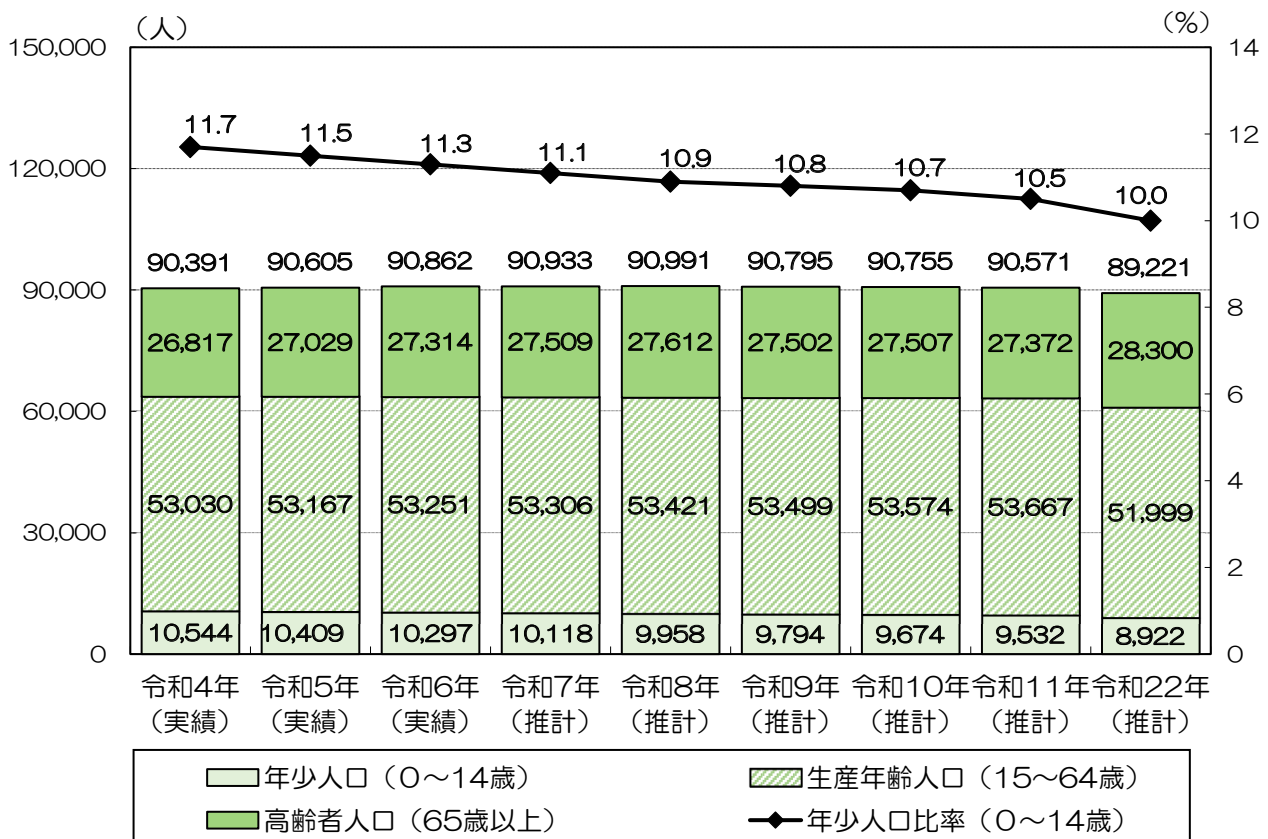
本計画は、令和7年度から11年度までを期間とする5年計画です。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期ひがしまつやま子ども夢プラン					東松山市こども計画				

人口・人口推計

市の総人口は、近年微増傾向となっていますが、今後は増減を繰り返しながら9万人前後で推移し、本計画期間の最終年の令和11年の総人口は90,571人、そのうち14歳以下の人口は9,532人、年少人口比率は10.5%と見込まれます。また、令和22年の総人口は89,221人、14歳以下の人口は8,922人で、年少人口比率は10.0%となることが予測されます。

◆市の推計人口の推移◆



(資料) 令和4～6年は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)、令和7年度以降は推計人口

基本理念

本計画では、これまでの計画の理念を受け継ぐとともに、今般、「こども基本法」の制定やそれを具体化するための「こども大綱」を勘案し、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向け、「こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山」を基本理念とします。

この基本理念にのっとり、社会全体で、切れ目のないこどもの育ちと保護者の支援、子育て環境の充実を図り、まち中にこどもの笑顔と希望があふれ、また、親も地域の人々も安心して心豊かに子育てし、元気あふれるまちになるよう、必要な施策の推進を図ります。

基本理念

こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山

施策体系

基本理念	基本施策		施策の展開	
	基本施策			
こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山	基本施策1	1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域における多様な子育て支援の充実 (2) 子育て相談・情報提供の充実	
	就学前における こどもと家庭へ の支援	2 親と子の健康づくりに向けた支援	(1) 親の健康の確保 (2) こどもの健康の確保 (3) 乳幼児期の食育、歯の健康づくり (4) 小児医療・小児救急医療情報の提供	
		3 教育・保育事業の推進	(1) 就学前の教育・保育の充実 (2) 多様な保育サービスの充実 (3) 幼稚園・保育所等での食育・歩育の推進	
	基本施策2	1 学校教育等の教育環境の充実	(1) 確かな学力と自立する力の育成 (2) 豊かな心と健やかな体の育成 (3) 家庭、地域の教育力の向上 (4) 不登校児童生徒等への支援	
	学齢期のこども への支援	2 いじめ防止と人権教育の推進	(1) いじめ防止の対策 (2) 人権教育の推進	
		3 こどもの居場所・体験機会の提供	(1) こどもの居場所・遊び場の充実 (2) 放課後児童対策の推進 (3) 多様な体験機会の充実	
	基本施策3	1 健全育成に向けた取組の充実	(1) 非行防止の取組の充実 (2) 有害環境の排除	
	青年期にかけて の支援	2 若者支援と次代の親の育成	(1) 若者の就職支援 (2) 次代の親の育成 (3) 若者支援の充実	
		1 障害のあるこどもへの支援の充実	(1) 障害のあるこどもの教育・保育の充実 (2) 障害のあるこどもの地域生活の支援	
	基本施策4	2 外国につながるこどもへの対応	(1) 外国につながるこどもへの支援	
		3 児童虐待・DV等への対応	(1) 児童虐待防止の推進 (2) DV・女性相談の充実 (3) こどもの権利擁護の推進	
		4 こどもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する就労の支援 (4) 経済的支援	
		1 仕事と子育ての調和の推進	(1) 女性の就労・再就職への支援 (2) 多様な働き方の推進に係る啓発 (3) 男女共同参画の意識づくり	
	基本施策5	2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	(1) 子育てしやすい地域環境の整備 (2) 交通安全・事故防止対策の推進 (3) 防災対策の推進 (4) こどもの安全・防犯対策の推進	
		3 こどもが意見を出しやすい環境づくり	(1) こどもの意見表明の機会の保障	

施策の展開

基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援

妊娠、出産から乳幼児期を通じて、親子がともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導、相談体制を充実させ、小児医療体制等の周知を図るとともに、親とこどもの育ちを支援する地域づくりを推進します。

また、不妊治療を受ける人や、出産後の育児に悩みや困難を抱える人への支援等を推進します。

併せて、就学前の教育・保育及び各種子育て支援サービスの充実に取り組みます。



基本施策2 学齢期のこどもへの支援

学校においては、学齢期のこどもに、確かな学力と自立する力や豊かな心と健やかな体を育む教育の充実を図ります。

全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら過ごせる取組を進め、悩みや困難が生じた際には適切な援助を求められる体制を整えます。

また、地域でこどもが健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域と連携して、こどもが自ら学び、遊ぶことのできる居場所づくりや、多様な体験活動に取り組むとともに、関係機関とも連携し、こどもの悩みや不登校等への対応を行います。



基本施策3 青年期にかけての支援

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域と連携した非行防止活動や、こどもの心身に悪影響を与える様々な有害環境の排除に取り組みます。また、トラブルを防ぐため、インターネットの適切な利用の啓発を行います。

引きこもりや不登校、予期せぬ妊娠等に悩む若者を支援し、心身の健康を良好に保てるよう、啓発や相談対応を推進します。

青少年が将来において社会生活を円滑に営み、次代の親として育まれるための施策を推進します。

また、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、就労支援や生活相談等の体制を整えます。



施策の展開

基本施策4 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

障害のあるこどもの教育・保育や地域生活の支援を充実させ、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対し、地域で孤立しないよう支援を継続します。

また、こどもの権利擁護、虐待防止に関する施策やDV等への対応を推進します。

こどもの貧困に対しては、貧困の連鎖を断ち切るために、こどもの教育や経済的な支援を行います。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあることから、学校や地域で気づき必要な支援が届くよう、体制整備を推進します。



基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり

女性の就労・再就職への支援を充実するとともに、ワークライフバランスの考え方を基本に、全ての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、子育てしやすい就労環境づくりや笑顔あふれる家庭環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。

子育ての負担が女性保護者に偏らないよう、男女共同参画の視点からの啓発を進めるとともに、地域、企業等様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て当事者を応援する環境づくりに努めます。

また、街路や公園、各種公共施設等で親子が安全に、安心して地域で生活できる環境整備を行います。

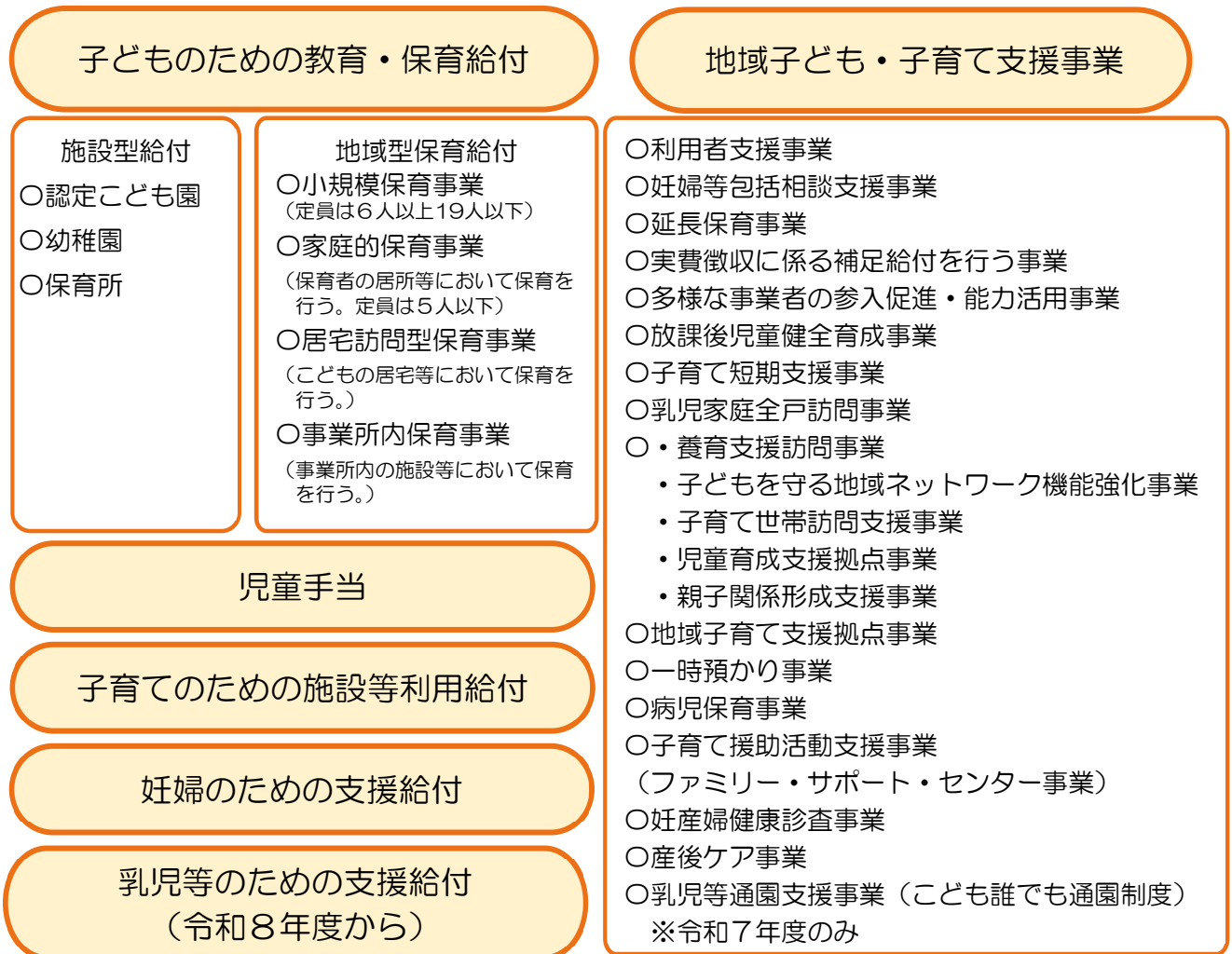


子ども・子育て支援制度に基づく内容

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業等への給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

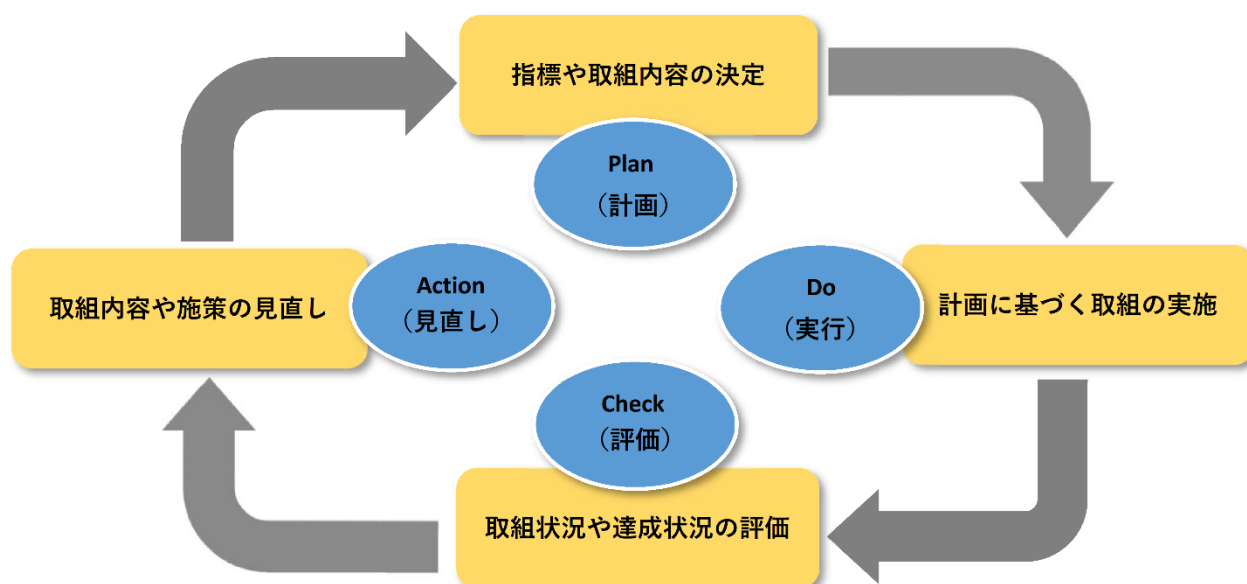
		1号認定	2号認定	3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 可能 施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育所		●	●
	地域型保育事業			●

計画の推進体制と進行管理

本計画については、行政が、家庭をはじめ、幼稚園・保育所等、学校、地域、企業・職場と、連携や協働により推進します。

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。



東松山市こども計画【概要版】

発行：令和 7 年 3 月

編集：東松山市こども家庭部こども支援課

〒355-8601

東松山市松葉町 1-1-58

TEL：0493-23-2221（代表）

FAX：0493-23-2239

